

ICRR 及び ACRR 旅費援助規程

(名称及び目的)

第 1 条

日本放射線影響学会は、若手の会員に対して International Congress of Radiation Research (以下、ICRR という。) 参加の旅費の一部として充当することを目的とした「ICRR 旅費援助」、及び Asian Congress of Radiation Research (以下、ACRR という。) 参加の旅費の一部として充当することを目的とした「ACRR 旅費援助」を行う。

(対象)

第 2 条

ICRR 旅費援助及び ACRR 旅費援助の対象は、ICRR もしくは ACRR の学術集会において筆頭演者として演題を申し込んだ、応募年の 3 月 31 日において原則 40 歳未満の者で、応募時に日本放射線影響学会の会員または入会申請中であり、年会費を滞納していない者とする。ただし、年齢については出産・育児・介護等の期間を考慮する。

(申請)

第 3 条

ICRR 旅費援助及び ACRR 旅費援助の募集要項は、電磁的方法により連絡するとともに、学会ホームページに掲載する。援助希望者は所定の申請書に旅費金額がわかる見積書等を添えて指定期日以内に賞等選考委員会委員長宛てに応募するものとする。

(選考)

第 4 条

理事長は賞等選考委員会委員長に ICRR 旅費援助及び ACRR 旅費援助の選考を諮問し、同委員長はその委員会で選考し、候補者に順位を付して、理事長に推薦する。

2 理事会は、理事長からの推薦を受けて ICRR 旅費援助及び ACRR 旅費援助の対象者及び支給額を決定し、結果を社員総会で報告する。

(報告)

第5条

ICRR 旅費援助及び ACRR 旅費援助の対象者は、学術集会終了後速やかに、旅費の使用明細と領収書及び報告書を日本放射線影響学会事務局へ提出しなければならない。

2 理事会は、援助対象者からの報告書を社員総会に報告する。

(支給)

第6条

日本放射線影響学会は、援助対象者からの報告に基づき、理事会で決定した額を支給する。

(改廃)

第7条

この規程の改廃は、日本放射線影響学会理事会の議を経て行う。

附則

1 この規程は平成31年2月6日から適用する。

2 必要な事項は、日本放射線影響学会理事会の議を経て定める。